

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 31 件 |
| 国民年金関係                        | 9 件  |
| 厚生年金関係                        | 22 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 26 件 |
| 国民年金関係                        | 10 件 |
| 厚生年金関係                        | 16 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年3月まで

成人を迎えて国民年金に加入するのは当然と思っていた。国民年金加入の案内文書のようなものが前もって区役所から送られてきたと思う。A区役所の出張所の担当窓口で加入手続をした。2回目に出張所に出向いた時、国民年金保険料を納付したと思う。

昭和45年4月、同年5月及び同年6月の国民年金保険料の領収書のほかに、同様の領収書があと1枚あり、それが申立期間の納付書兼領収書であったと思う。その後は、納付書が送付されてきた。

国民年金加入期間の最初の4か月の保険料だけが未納とされている年金記録には納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っている上、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する納付書兼領収証書によれば、同年4月から同年6月までの国民年金保険料は、本来、現年度納付であるべきところ、社会保険事務所が発行した過年度納付用の納付書により、同年7月13日に郵便局において納付されていることが確認でき、同様の領収書があと1枚あり、同時期に納付したとする申立人の供述は基本的に信用できることから、申立人は、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付した時期に申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月及び同年 6 月  
② 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

申立期間当時、私は家業を継ぐために帰省して国民年金に加入した。両親とともに働き、父が母の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていた。A 市場の事務員さんが家賃や電気代等の集金に来ていたが、国民年金保険料も同時に集金をしていた。

両親はすべての国民年金被保険者期間について完納となっているのに、私の分だけ 4 年間も未納というのにはあり得ない。4 年間の未納期間後に突然納め始めたというのもおかしい。また、確定申告を B 会計事務所をお願いしており、控除対象となる国民年金保険料が未納となっていれば、その時点ですぐ分かったはずだ。

申立期間が未納とされていることは納得がいかないので、国民年金保険料を納めていると認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 市 D 区役所の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達までの国民年金保険料を、市の集金嘱託員若しくは納付組合を通じてすべて納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出され、51 年 4 月から国民年金保険料の納付が記録されているところ、申立人とともに家業で仕事をしていた父親が、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、集金嘱託員若しくは納付組合を通じて納めることができる、50 年 4 月から 51 年

3月までの国民年金保険料を納付しないまま、同年4月から国民年金保険料の納付を始めることは不自然である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和47年9月から48年2月までの期間については、申立人の住所地は関東にあり、申立人の父親が両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納めてくれていたとする申立内容と矛盾しているとともに、平成6年5月に社会保険庁のオンライン記録の訂正・追加処理が行われる前は厚生年金保険加入期間とされていたことが確認できることから、国民年金保険料は納めることができなかつた期間である。

また、申立期間②のうちの昭和48年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度納付若しくは特例納付となり、社会保険事務所が発行する過年度納付書で郵便局や日本銀行の歳入代理店である金融機関を通じて納めることとなり、集金嘱託員や納付組合を通じては納めることができない。

さらに、申立人の父親が申立期間①及び申立期間②のうちの昭和47年9月から50年3月までの期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに同期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間は、2年7か月の療養を終え、昭和51年3月に退院し、父が新築した家に移ったころになる。退院後半年間は自宅療養でじっとしていたが、その後は父母の手伝いをしていたので小遣いもあり、もれなく支払って来たつもりなのに、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は2年7か月に及ぶ療養を終え昭和51年3月に退院したとしているところ、A市B区役所の保管する国民年金被保険者名簿によれば、退院7か月後の同年10月8日に申請免除期間となっていた昭和50年度第1期、第3期及び第4期の国民年金保険料を追納し、翌日に当時のC区役所（現在のB区役所）に51年度申請免除の取下げの申出を行った上で、同月19日に51年度第1期及び第2期の国民年金保険料を定額納付していることが確認できることから、あえて申請免除取下げの申出を行った申立人が、同申出直後の申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったというのは不自然である。

また、申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うとともに、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 7 月に会社を辞めた際、近くに居住していた母に勧められて、同年 11 月ごろ国民年金の加入手続を行った。加入手続を行ったのは、A 市であったが、保険料の納付方法は集金人による集金制度であった。月額保険料は 3 か月ごとに集金で納付していたが、集金人は町内の男性であった。その後他市へ数回転居をしているがその際の加入手続は、適正に行い保険料も欠かさず納付している。

申立期間についても間違いなく保険料を納付しているはずだ。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 41 年 11 月 30 日に国民年金の加入手続を行い、同年 8 月にさかのぼって国民年金強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 55 年 10 月に厚生年金保険に加入するまでの 13 年以上の保険料を欠かさず納付しており、住居異動に伴う変更手続も適切に行うなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 8 か月と比較的短期間である。

さらに、社会保険庁の記録により、国民年金保険料が未納とされていた昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの期間が申立人の所持する国民年金手帳に保険料納付の検認印が押されていたことから、今回の申立てに先立ち記録訂正が行われており、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1437

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

高齢のため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況について明確な記憶があるわけではないが、几帳面な性格なので、申立期間の 3 か月のみ納付せずにいるということは考えられず、前後の期間と同様に継続して保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 43 年 3 月 1 日に国民年金の任意加入手続をしたことが確認でき、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間において、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の国民年金保険料についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 47 年 8 月まで

私の父は、私が 20 歳で学生の時から私を国民年金に加入させ、私たち姉妹が結婚するまで国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、妹は 20 歳の時から納付済みとされ、姉の私が未納とされている期間があることに納得できない。

父は、私が昭和 47 年 9 月に厚生年金保険に加入した時に国民年金保険料を納付しなくてよくなったと言い、また、私が 49 年 11 月に結婚した時には、今まで国民年金保険料を納付しているので、結婚後も国民年金保険料を納付するようになっていたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹が所持する国民年金手帳はいずれも昭和 47 年 4 月に発行されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は妹と連番であることが確認でき、この時点で、申立期間の一部（昭和 42 年 10 月から 44 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人が 20 歳に到達した昭和 42 年\*月から 43 年 3 月までの期間については、申立人は A 市に住所を定めていなかったことから、制度上、申立人の父親が、申立人を同市で国民年金に加入させることはできず、申立人の国民年金保険料を同市に納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人及びその妹がそれぞれ結婚するまで、申立人の父親が申立人及びその妹の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張してお



り、その妹については、社会保険庁が保管する特殊台帳により、昭和 44 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が結婚前の 50 年 9 月に特例納付されていることが確認できるが、この時点では、申立人は、既に 49 年 11 月に結婚して A 市から B 市に転出しており、申立人の父親が、結婚した申立人について、納付可能な 45 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付した形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られず、国民年金の加入状況、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間のうち昭和 42 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、申立人及びその妹の国民年金手帳が発行された昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同居していた両親及び妹の国民年金保険料は納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は近くの金融機関で納付書により納付していた。また、A 市の夫の実家へ行ったときは、帰りに B 町（現在は、C 市）の金融機関で納付していた。

私は、心掛けてきちんと納付していたはずなのに、国民年金に任意加入した期間のうち一部の期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付しているとともに、国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していたと申し立てているが、この申立内容は、当時の C 市における国民年金保険料の収納方法と一致している。

さらに、申立人は、昭和 52 年 10 月に国民年金へ加入して以降、申立期間を含む期間について、仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

母が、昭和 44 年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が集金人に納付していたと思っていたので回答に納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 51 年 12 月からの約 10 年間は付加保険料を納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 44 年度国民年金印紙検認記録には、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの各欄に「納入不用」の押印、同年 10 月から同年 12 月の各欄に 45 年 9 月の検認印、同年 1 月から同年 3 月までの各欄に同年 12 月の検認印がそれぞれ確認できるが、制度上、印紙検認方式では過年度納付の収納はできない上、申立人は同年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得しており、44 年 10 月から同年 12 月までの期間は国民年金の未加入期間であることなどから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は 9 か月と比較的短期間であり、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、昭和 45 年 1 月に国民年金に加入している申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1441

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間は、昭和 57 年 7 月 21 日に国民年金被保険者資格の喪失申出をして 58 年 1 月 21 日に再取得申出をしたとの記録により、国民年金の未加入期間とされている。

しかしながら、国民年金保険料は、地区の担当役員に毎月渡しており、そのような手続をした記憶は無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、40年に及ぶ国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地域では納付組織により国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立内容と一致している。

さらに、申立期間当時は、申立人の夫は共済組合の組合員であり、転居も無く、生活状況等に大きな変化は認められないとともに、申立人が申立期間のみ国民年金を未加入とすることの動機も不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後継事業所は、B社）C分室における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に、同社D支社における資格取得日に係る記録を37年4月1日に、同社E支社における資格喪失日に係る記録を44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年4月は1万2,000円、37年4月は2万円、及び44年3月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和37年4月1日から同年5月1日まで  
③ 昭和44年3月12日から同年4月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社し、定年退職後も嘱託職員として平成7年3月まで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年4月1日にA社本社から同社C分室に異動し、37年4月1日に同社C分室から同社D支社に異動。また、44年4月1日に同社E支社から同社F支社に異動）、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、それぞれの申立期間前後の申立人に係る社会保険事務所の記録から、昭和34年4月は1万2,000円、37年4月は2万円、及び44年3月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日を昭和46年8月1日、資格喪失日を同年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、A社C営業所の事業主は、申立人が昭和48年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月1日から同年11月1日まで  
② 昭和48年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和42年1月から49年3月まで勤務したA社について、2回にわたり、計4か月の加入記録が無い期間があるとの回答をもらったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年8月1日にA社D営業所から同社B営業所に異動し、同年11月1日に同社同営業所から同社C営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所に

における昭和 46 年 7 月の社会保険事務所の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明としているが、社会保険事務所が保管する A 社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の記録は確認できない上、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらず、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失の 2 回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 8 月から同年 10 月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録、同僚の供述、及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の A 社 C 営業所における資格喪失日については、E 厚生年金基金の加入員番号払出簿において「昭和 48 年 2 月 1 日」と記録されており、同基金担当者から、申立期間②当時の厚生年金保険、厚生年金基金等の届出書類は複写式であったとの供述が得られている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が同年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所における昭和 47 年 12 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1130

### 第1 委員会の結論

申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで  
平成9年3月31日までA事務所に勤務していたにもかかわらず、同日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日として記録されている。勤務先事業所の手続ミスであるので、資格喪失日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事務所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1133

### 第1 委員会の結論

申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで  
平成9年3月31日までA事務所に勤務していたにもかかわらず、同日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日として記録されている。勤務先事業所の手続ミスであるので、資格喪失日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事務所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B事務所）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A事務所に勤務していた平成9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。勤務先事業所の手続ミスであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事務所から提出された賃金台帳及び同事務所からの聴取結果により、申立人は平成9年3月31日までA事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額に基づく標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事務所は、当時事務処理ミスがあったことを認めるとともに、社会保険事務所が発行した平成9年3月分の厚生年金保険料等の過誤納額

還付通知書が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日と届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同年3月分の厚生年金保険料過誤納金の保険料等還付請求書を提出し、還付を受けた保険料を保管している旨説明していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公団（現在は、独立行政法人B研究所）C支所における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年7月1日まで

昭和31年10月16日付けでA公団に採用され、D支所に配属された。その後、数箇所での勤務を経て、平成5年3月31日付けで定年退職するまで同公団に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA公団交付の「辞令書」、独立行政法人B研究所が提出した「人事記録カード」の記録、及び申立人と同日に同公団D支所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した二人が、それぞれ、C支所以外の支所等において、同日に被保険者資格を取得していることなどから判断すると、申立人が同公団に継続して勤務し（昭和36年5月1日にA公団D支所から同公団C支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA公団C支所における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A公団C支所が初めて厚生年金保険の

適用事業所となったのは昭和 36 年 7 月 1 日であり、申立人を含む 15 人が同日に資格取得していることが確認できるが、上記「辞令書」及び「人事記録カード」により、申立人が申立期間において同公団 C 支所に籍を置いていたことが確認できる上、i) 同年 7 月 1 日に資格取得した上記 15 人のうち、申立人を含む 5 人が同公団の他支所から異動していること、ii) C 支所と同様に、A 公団法の改正に伴い新たに開設された同公団の E 支所、F 支所、G 支所及び H 支所の新規適用日は同年 5 月 1 日とされていることから、同公団 C 支所は同日に厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社を経て、現在はC社）における資格喪失日及び同社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、新入社員研修後、同年7月20日ごろD営業所に配属された。しかし、同社D営業所での厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月1日となっているため、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白がある。継続して勤務していたことは事実であり、同様の申立てをした同僚はすでに認められているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人の在籍証明書及び同僚の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA社から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としているが、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に異動した同僚 13

人について、申立人の資格喪失日（昭和 40 年 7 月 20 日）及び資格取得日（昭和 40 年 8 月 1 日）と同日付けとなっており、社会保険事務所が被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、事業所からの在籍証明書のとおり、入社以来、継続して勤めているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した在籍証明書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年1月1日にA社本社から同社B事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を人事記録に記載されている人事異動発令日と同日で処理すべきであるところ、事業所において誤って届け出たと供述している上、事業主が資格喪失日を昭和44年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを43年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月15日、資格喪失日に係る記録を同年7月12日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から同年7月まで

昭和37年3月からA社B工場において工員として勤務していたが、同年7月30日付けで退社した。

昭和37年3月分から同年6月分までの賃金支払内訳表（給与明細書）には、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賃金支払内訳表（給与明細書）及び失業保険被保険者離職票により、申立人がA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金支払内訳表（給与明細書）の保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は既に閉鎖されており、当時の資料が無い上、役員とも連絡がとれないため確認できないが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の記録が失われたことは考え難い上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和41年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和39年3月から平成17年に退職するまで、D社（現在は、E社）及びその関連会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について加入記録が確認できない旨の回答であった。

私は、昭和41年6月16日にF社（昭和42年6月1日にA社に名称変更）に異動しているが、社会保険事務所の記録では41年7月1日からしか同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことには納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社が保管する人事記録、同社に係る健康保険組合が保管する健康保険加入証明書及び同社に照会した結果から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年6月16日にD社からF社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行の有無について、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金支給済期間となっている旨の回答であった。

厚生年金保険の脱退手当金制度については知っていたが、当時、恩給手当を受給していた父親から「脱退手当金をもらうより、将来、老齢年金を受給するほうが良い。」と言われたので、脱退手当金を受給する意思は無かった。

また、脱退手当金の支給決定日の昭和 36 年 5 月 4 日には、B区で仕事をしており、住所地を管轄する社会保険事務所に脱退手当金の支給申請手続きができる状態ではなかった。

脱退手当金の請求手続など一切していないため、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 2 月 1 日）から約 1 年 3 か月後の昭和 36 年 5 月 4 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初に就職した事業所で申立期間より長期間である 3 年 3 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定された後、間もなく、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、昭和41年5月1日及び45年5月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年5月から42年9月までは1万6,000円、同年10月から45年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から48年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

在職中に肺結核により病院に入院して傷病手当金を受給し、退院後は同じ職場に復帰したが、昭和45年6月1日付けで一方向的に資格取得が取り消されている。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和41年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、42年8月7日から傷病手当金を受給していることが確認できるものの、その後の45年6月1日に資格取得記録がさかのぼって取り消されている。

しかしながら、雇用保険被保険者記録及び当該事業所における申立人の同僚の供述により、申立人は、昭和41年5月1日から45年5月25日まで、同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、昭和41年1月24日から47年1月10日までに当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した211人について調査した結果、申立人と同じ45年6月1日に資格取得記録をさかのぼって取り消されている者が6人

確認できるが、その理由について、社会保険事務所では、当時の関係書類が残っておらず、明らかでないと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 45 年 6 月 1 日に資格取得届の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、取消前の資格取得日である 41 年 5 月 1 日及び雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である 45 年 5 月 26 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の資格取消前の社会保険事務所の記録から、昭和 41 年 5 月から 42 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 45 年 4 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 5 月 26 日から 48 年 3 月までの期間については、雇用保険被保険者記録の離職日が 45 年 5 月 25 日となっており、それ以後について在籍を確認できるものは無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び当該事業所に勤務していた申立人の同僚の供述等の周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1145

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月30日から同年9月1日まで  
② 昭和41年6月1日から42年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及び同社B支店に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A社では途中で退職することなく、運転手として継続して勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年9月1日にA社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

明らかでない」と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和41年6月1日に被保険者資格を喪失し、備考欄には社会保険事務所に健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の記録が確認できる上、42年4月1日に同事業所において被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者資格の離職日及び再取得日は、社会保険事務所の記録と一致しており（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、離職日の翌日）、申立期間②における雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人は運転手として、B支店に転勤した後、退職するまで継続して勤務していた。」と供述しているが、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得している昭和42年4月1日に被保険者資格を取得している同僚14人について直前の被保険者記録を調査した結果、申立人と同様に同事業所において被保険者記録に空白期間が生じている者が9人おり、このうち3人は申立人と同じ期間が空白期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年3月14日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支店における資格取得日に係る記録を昭和36年6月20日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月14日から同年4月1日まで  
② 昭和33年6月30日から同年7月1日まで  
③ 昭和36年6月20日から同年7月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

同社において支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る従業員台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年3月14日にA社E支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係書類が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録及び申立人に係る従業員台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年7月1日にA社C支店から同社F営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類が保存されておらず不明としているが、A社F営業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和33年7月1日に同事業所における被保険者資格を取得した申立人の同僚8人は、申立人と同じ同年6月30日に同社C支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、雇用保険被保険者記録及び申立人に係る従業員台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 36 年 6 月 20 日にA社F営業所から同社D支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和 36 年 7 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係書類が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月16日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に事務職員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であり、同社C支店から同社B支店に転勤する際の事務手続の誤りだと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人に係る社員名簿及び在籍証明書等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和40年10月16日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和44年10月31日まで勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が申立人に発行した給与支払報告書に記載された退職日及び申立人が提出した日記により、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる上、申立人が提出した同事業所における昭和44年11月の給与明細書及び当時の金銭出納帳により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って

記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、居住する町内には納税組合があり、その中の年金担当の方が各家庭を回って納付書及び国民年金保険料を預かり、金融機関から保険料を納付していた。

私も、昭和 48 年ごろ国民年金に加入し、納税組合を通して国民年金保険料を納付していた。

その後、厚生年金保険に加入し、会社を辞めた後も厚生年金保険に任意加入し、同年金の受給資格を取得するまでの 5 年間は、毎月欠かさず厚生年金保険料を納付した。

厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を納付していたが、この間に納付した国民年金保険料は、厚生年金保険の任意加入期間が終了するところに還付を受けたことを記憶している。

年金には特に関心があり、昭和 56 年 7 月に厚生年金保険の任意加入保険料の納付が終わったが、その後の期間についても国民年金に加入し、その間の国民年金保険料は切れ間無く納めてきたつもりである。

当時の集金に来ていた自治会の年金を担当されていた方にも尋ねたが、当時のことはほとんど憶えておられない。

私の分と一緒に保険料を納めていた夫の記録が納付済みになっているのに、私の分だけ納付の記録になっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、2 回払い出されていることが確認でき、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入者の記録により、昭和 48 年 7 月ごろに払い出されたことが推認できるが、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格は 49 年 5 月 1 日に喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和

49年5月から51年7月までの期間は厚生年金保険被保険者、同年8月から申立期間直前の56年7月までの期間は厚生年金保険の任意加入被保険者であるとともに、申立期間当時、既に厚生年金保険の受給資格要件を満たしていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金への任意加入が必要であるが、申立人が当該手続を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、上記の払出簿により、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、国民年金第1号被保険者制度が発足した直後の昭和61年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出され、国民年金第1号被保険者資格を取得した同年4月から国民年金保険料の納付を再開したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母が私に「国民年金を掛けてやる。」と言っていたのを憶えている。その時、実家が A 市 B 地区で商売をしていたので、私は家の手伝いをしていた。私が独身の時は、母や他の兄弟と同居し、国民年金保険料の集金には、区長さんが来ていたのを憶えている。私の兄弟は、皆、国民年金に加入していた。

昭和 46 年 8 月に結婚して、現在住んでいる A 市 C 地区に転居したが、ここでは隣組の人が輪番で、国民年金保険料の集金に来ていたことを憶えている。

国民年金の記録を確認したところ、私が 20 歳になった昭和 37 年 3 月から 51 年 3 月まで、国民年金保険料が未納となっていることに驚くとともに怒りが込み上げてきた。

母が兄弟の中で私だけ国民年金の加入手続をしていないことや妻が自分の国民年金保険料だけを納付することは考えられず、このままでは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 12 月に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人から、特例納付又は過年度納付によって国民年金保険料を納付したとの供述は得られない。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から申立人が婚姻する前の 46 年 7 月までの期間については、申立人は、申立人の家族全員が国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親及び二人の兄は、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月に、連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、定期的に保険料が納付されていることが確認できるが、36 年当時 20 歳

未満であった申立人及びその妹については、その家族と同居していた期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、申立人が婚姻した後の昭和 46 年 8 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無く、国民年金手帳を預かったことも無いとしており、申立人の妻の国民年金手帳には保険料が納付されたことを示す検認印が押されているが、申立人は、当該期間は国民年金手帳記号番号が払い出されていないため国民年金手帳を所持していなかったと考えられることから、国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納めたとする申立人の主張は不自然であり、このほか、当時の集金人等から、当該期間に申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に集金していたことを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人の母親及び申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入及び保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納入状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 12 月までの期間及び平成 2 年 12 月から 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 12 月まで  
② 平成 2 年 12 月から 3 年 9 月まで

私は、退職後、老後の暮らしに支障が出ると思い、国民年金への加入手続を行った記憶は無いものの国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①当時は、私は、A 区 B 地区のアパートで女性と一緒に住んでおり、その女性に渡していた生活費の中から彼女が A 区役所で、同区役所から送ってもらった納付書により国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料月額が 1 万円ぐらいだったと記憶している。

申立期間②当時は、A 区 C 地区のマンションで別の女性と一緒に住んでおり、申立期間①当時のように、その女性が A 区役所で国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料月額は、申立期間①当時よりも高かったと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 1 月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その時点において、申立期間①及び②は、共に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年 10 月 29 日に、最大さかのぼることができる 6 年 9 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間を含む昭和 57 年 8 月から平成 6 年 8 月までの間の国民年金加入期間は、8 年 1 月 30 日の厚生年金保険被保険者記録の統合によりさかのぼって確定したものであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納



付していたとする同居の女性は所在が確認できないことから、当時の納付状況等を聴取することができないため、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 54 年 11 月まで

私は、結婚のため、昭和 50 年 3 月末で、それまで勤めていた会社を退職したが、将来の年金のために脱退手当金はもらわないようにした。

夫は、サラリーマンで厚生年金保険を掛けていたが、自分の年金のために A 市役所に行き自分で国民年金の加入手続をしたが、その時に年金手帳をもらったかどうかは憶<sup>おぼ</sup>えていない。

保険料は、B 銀行か C 相互銀行の D 支店の窓口で支払ったが、支払いが遅れて市役所の窓口に行って支払ったことがあるかもしれない。

支払いは、毎月ではなく 6 月、12 月というようにまとめて支払った。

納付書に現金を添えて支払うと領収印を押して返してくれ、手元に納付書の綴<sup>つづ</sup>りが残るようになっていた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻した後の昭和 54 年 12 月に A 市で任意加入により払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、これまでに交付された年金手帳は、現在所持している 1 冊のみであるとしているところ、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、54 年 12 月に払い出されたものであることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が婚姻した昭和 50 年 5 月以降については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者とされることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、平成元年4月1日に共済組合員の資格を喪失したので、すぐに国民健康保険の加入手続をした。後日、国民年金にも任意加入できると聞いて、平成2年4月にA市B区役所に手続に行くと、その窓口でさかのぼって国民年金に加入でき、付加保険料の納付もさかのぼれますと言われたので、元年4月から国民年金に任意加入して、さかのぼって付加保険料も納付する手続をした。

平成6年10月まで納めて同年11月になったら区役所年金係に手続に来るように言われた。元年度分の国民年金保険料は、加入手続をしたときに1年分まとめて区役所の窓口で支払った。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年7月に払い出されていることが確認でき、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した同年4月時点において、既に共済組合員期間が305月あるため、国民年金の加入可能月数360月まではあと55月分しか納付する必要がないところ、A市の国民年金被保険者名簿には、2年4月から起算して55月に達する6年10月で加入可能月数に達し、同年11月1日が任意満了日になることが記載されている上、C市への国民年金被保険者記録照会により、同年11月21日に、国民年金任意加入被保険者資格喪失の届出が出されていることが確認できることから、申立人は、2年4月から国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1447

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から44年3月まで

申立期間のうち、A県B郡C町（現在は、D市C町）に居住時の国民年金保険料の納付状況はよく憶えていない。

また、その後、E市F町（当時）で夫の両親及び妹等と同居していたが、当時の国民年金保険料の納付状況はよく憶えていない。そのころ夫の妹も国民年金保険料を納付していた。

E市G町（現在は、E市H区G）に居住していた昭和38年7月から43年4月にかけてのころは男性の集金人が国民年金保険料の集金に来ていたので、その人に納付していた。3か月ごとの集金で、私が自宅で夫の保険料と併せて二人分を納付していたので、夫の保険料が納付になっているのに私の保険料が未納となっているのはおかしい。

E市I（現在は、E市H区I）に居住していた時も集金人に国民年金保険料を納付していたが、その後、何年からは思い出せないが、銀行で国民年金保険料を納付していると思う。

私の国民年金手帳記号番号は二つあるが、その理由は分からない。最初の国民年金手帳記号番号をもらった際の国民年金手帳があれば分かるのだろうが、今は持っていない。区役所が国民年金手帳記号番号を一つにまとめた時に、最初の国民年金手帳を回収したのではないかと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月7日にE市で払い出されていること、及び昭和36年度に10か月分の国民年金保険料が納付された記録が確認できるものの、同台帳及びD市役所が保管する国民年金被保険者名簿には、その後、C町で国民年金保険料が納付された記録は無く、申立人の納付に係る記憶も明確ではないため、納付状況等が不明である。

また、当該台帳には、C町からE市J区Iへ転居した記録があり、D市役所が保管する国民年金被保険者名簿にも同様に同町からE市J区Iに住所が

定められた旨の記録があることから、申立人は、C町からE市F町及び同市G町に住所変更した際には、国民年金に係る住所変更の手続を行っていなかったため、E市F町及び同市G町に在住していた時には国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月にE市で上記の記号番号とは別の記号番号で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、36年4月及び44年6月に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は86か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年4月まで

申立期間当時は、勤務していたA社が社会保険等に加入していなかったの  
で、私は、国民年金及び国民健康保険に加入した。これらに加入したのは、  
母子健康手帳の交付を受けるために国民年金及び国民健康保険の加入が必要  
になったからである。申立期間について国民年金保険料が未納とされている  
ことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月ごろに母子健康手帳の交付を受けるために国民年  
金及び国民健康保険に加入したと主張しているが、B町役場は、「母子健康  
手帳の交付要件に国民年金及び国民健康保険への加入は条件になっていな  
い。」と回答しているとともに、社会保険事務所の記録において、申立人に  
係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す形跡は見当たらな  
い上、申立人が所持する年金手帳にも国民年金手帳の記号番号は記載されて  
いない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、  
昭和48年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険被  
保険者となっていることが確認できる上、その後の国民年金への加入手続に  
関する申立人の記憶は明確でない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、  
「夫が国民年金に加入していたことは知らない。保険料の納付についても記  
憶は無く、分からない。」と供述しているため、申立人の国民年金保険料の  
納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連



資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの期間及び44年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで  
② 昭和44年1月から48年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を滞納した記憶が無いのに、国民年金保険料が未納とされている期間がある。国民年金手帳の納付検認記録欄の押印を確認しなかったことを後悔している。

今回、「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機に調べたところ、i) 私が所持している国民年金手帳3冊のうち2冊目(昭和41年4月1日発行)から未納になっている期間があり、未納とされている期間の間の昭和43年4月から同年12月までの間のみ納付記録(昭和43年11月15日一括納付)があるが、その期間の印紙が貼付された印紙検認台紙が切り取られずに国民年金手帳に残っており、納付の把握ができないはずであるのに納付と記録されていることはおかしいこと、ii) 2冊目の国民年金手帳のみに氏名の誤記があることから、国民年金保険料が未納とされている期間に不審を抱いた。

国民年金保険料が未納とされている期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の印紙検認方式による国民年金保険料の収納に係る事務処理は、市区町村は国民年金被保険者名簿を備え付け、国民年金保険料の納付があった場合は、国民年金手帳の検認台紙に貼付された国民年金印紙の検認を行い、同名簿に印紙検認の記録を行うとともに、印紙検認報告書により社会保険事務所へ検認の報告を行い、社会保険事務所は、当該報告に基づいて同所が備える国民年金被保険者台帳に記録しており、国民年金手帳の検認台紙については、当該年度が終了した際等に被保険者が国民年金手帳を市区町村に持参したとき、市区町村において割印の上、これを国民年金手帳から切り離し、社会保険事務所へ送付することとなっていた。その後、社会保険事務所においては当該送付さ

れた検認台紙の検認月と国民年金被保険者台帳に記録されている納付月とを照合し最終確認していたが、国民年金手帳に国民年金印紙検認台紙が切り離されずに残っている場合でも、検認の都度、納付の記録は国民年金被保険者名簿と国民年金被保険者台帳に行われていたことから、申立人が主張するように国民年金手帳の検認台紙が切り離されずに残っていても納付の把握はできる仕組みになっていた。

また、申立人が所持する昭和 41 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳には、昭和 41 年度から 45 年度までの国民年金印紙検認記録欄及び同印紙検認台紙が掲載されており、同手帳から、43 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 11 月 15 日に納付していることは確認できるが、申立期間①及び②のうち 44 年 1 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料が納付されている形跡は見受けられず、A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳でも申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されている記録は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、戸籍の附票から、申立人は現住所に昭和 44 年 2 月 9 日に転居していることが確認できるが、B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿の住所欄には「昭和 49 年 1 月 10 日判明」との記載があり、国民年金の住所変更の届出が 49 年 1 月 10 日まで行われていないことを踏まえると、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

このほか、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

結婚後、国民年金については夫が私たち夫婦二人分の加入手続をして、国民年金保険料を一緒に納付してきたのに私の分のみ未納になっているのは納得できない。

その後の国民年金保険料の申請免除も夫が夫婦二人分の手続を一緒にしている。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳及び A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 55 年 4 月に、53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を 55 年 5 月に過年度納付していることが確認でき、申立期間①及び②の国民年金保険料を夫と一緒に現年度納付したとする申立人の主張には不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から57年4月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和55年2月に一緒に会社を立ち上げた同僚に勧められて国民年金に加入し、平成6年1月まで国民年金保険料を納付した記憶があるため回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和57年5月17日に国民年金に任意加入し国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金への加入を勧めたとする元同僚は、「国民年金に加入するよう口頭で申立人に伝えた記憶がある。」と供述しているが、申立人の国民年金保険料の納付に係る具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで  
昭和 34 年 4 月にA社に入社し、36 年 3 月 31 日まで勤めていたが、同社が社会保険に加入した 34 年 11 月 1 日からの年金記録が無い。  
昭和 36 年 4 月 1 日からはB社の社員となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人が名前を挙げた同僚全員の供述内容から、申立人が、申立期間においてA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立期間には、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できず、申立期間の一部を含む昭和 34 年 7 月 1 日から平成 6 年 9 月 30 日までの期間には、B社C本社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げた同僚はいずれも、「私がA社に入社した時には、申立人は既にA社内働いていたが、申立人は当時からB社のアルバイトであった。」旨供述している。

さらに、A社は、平成 11 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、法人登記簿によれば、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており供述を得られないことから、申立期間における勤務実態や事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 18 日まで

私は、A社を退職して半年ほどで、B社の当時の専務から勧められて同社に入社し、昭和 37 年 8 月まで勤務していた。当時、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の加入記録が無いことに納得がいかないため、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 35 年 4 月から 37 年 8 月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における仕事内容に関する供述、及び申立人が名前を挙げ、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、当該事業所において、昭和 38 年 9 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し 41 年 4 月 1 日に喪失していること、及び 52 年 4 月 1 日に資格を再取得し 63 年 7 月 16 日に喪失していることが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所では、「申立人に係る関連資料等は保存していない。」と回答している上、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚 3 人、及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に



において申立期間当時に名前が確認できる同僚 22 人のうち連絡がとれた 4 人の合計 7 人は、いずれも「申立人とは一緒に働いていたことは記憶しているが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かは知らない。」旨供述しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月4日から34年10月20日まで  
社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金を受給しているため、年金の支給額に反映されないとの説明を受けたが、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間より前に勤めていた事業所の期間は、脱退手当金として受給したが、申立期間については受給していないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立人が申立期間以前に勤務した二つの事業所の厚生年金保険被保険者期間を含めた期間を計算の基礎として支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても、申立事業所に係る脱退手当金は受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1152

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 55 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 10 月 26 日から 56 年 10 月まで  
③ 昭和 59 年 9 月から 62 年 3 月まで

昭和 52 年 6 月にすぐ社会保険に加入させるという条件で、A社に入社し、56 年 10 月まで同社に勤務し販売業務等に従事していたが、4 か月のみの厚生年金保険被保険者記録となっている。その後、昭和 57 年 9 月から 62 年 3 月までB社に勤務していたが、59 年 8 月までの厚生年金保険被保険者記録しかない。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 55 年 7 月 1 日から同年 10 月 26 日までの期間において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、申立人が同社とB社の共通の同僚として名前を挙げる者は、「A社に勤務していたことはない。」と供述している上、当時の経理担当役員及び同被保険者名簿に記録が確認できる同僚からも、申立人の記憶は無いとの供述しか得られず、申立期間①及び②における勤務実態を確認することができない。

また、当該被保険者名簿では、申立人は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し同年 10 月 26 日に同資格を喪失していること、及び同年 11 月 1 日に社会保険事務所が申立人の健康保険証を回収したことが確認できるものの、申立期間①及び②において申立人の厚生年金保険被

保険者記録は確認できない。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険被保険者記録は、社会保険事務所の記録と一致している上、申立人に離職票を交付済みとの記録も確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録により、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法人登記簿により、破産手続も終えていることが確認でき、当時の人事記録や賃金台帳は保管されておらず、事業主も既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間①及び②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

なお、当該事業所の給与担当責任者及び同僚から、「販売業務等を担当する者には、出来高に応じた外交員報酬が支払われていた。3か月ごとに業績を査定し、業績が良いと判定された者には固定給部分を加えた報酬が支払われることになり、事業主は、この時、初めて社会保険や雇用保険の被保険者に加入させており、社会保険加入を採用条件にすることはなかった。」との供述が得られている。

- 2 申立期間③については、申立人は、昭和 62 年 3 月に B 社 C 店の閉鎖を手伝った記憶があると申し立てているが、申立人が名前を挙げる同事業所の取締役は、「昭和 60 年 6 月に当社本店が D 市 E 区から F 市に移転し、同市 E 区の店の業務内容からみて、職種も賃金体系も全く異なる営業担当の申立人が閉店業務等を手伝うことは有り得ない。」と供述している上、申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人を知らない。」と供述しており、申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、59 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間③における申立人の被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の記録によれば、同事業所における雇用保険被保険者記録は、社会保険事務所の記録と一致しているとともに、求職者給付等の支給番号が付番されている記録も確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は現存しているものの、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の取締役役に照会しても、「当時の人事記録及び賃金台帳は保管していない。事業主は高齢のために供述することは不可能である。」と回答しており、申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

3 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月26日から27年1月1日まで  
(A社)  
② 昭和35年2月1日から36年10月1日まで  
(A社)  
③ 昭和36年12月1日から38年9月ごろまで  
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において勤務していた期間の一部、及びB社において勤務していた全期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和23年6月1日厚生年金保険被保険者資格取得、26年5月26日同喪失、27年1月1日同再取得、同年9月26日同再喪失と記録されており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間①の前後の厚生年金保険被保険者記録は、社会保険事務所の記録と合致しており、申立期間①における被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿では、昭和26年5月26日厚生年金保険被保険者資格喪失の記録とともに、健康保険証を返納した記録が確認できる。

さらに、供述を得られた多数の同僚が、「当時のこの業界では、職人の

事業所間異動が頻繁にあり、いったん退職した事業所において再度勤務することも珍しくはなかった。」と供述しており、時期はやや異なるものの、A社において昭和 30 年代に 2 回目の被保険者資格を取得した者が 20 人確認できる。

加えて、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げ、申立期間②においてのみA社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚などの供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②において同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、上記被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた同僚の一人の被保険者記録が確認できないことから判断すると、事業主が従業員について一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が認められる。

さらに、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同社が昭和 34 年 5 月 1 日に加盟したとするC健康保険組合では、「申立人の申立期間に係る関係資料等は保存しておらず、申立人が加入していた事実を確認できない。」と回答している。

- 3 申立期間③について、B社における当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該期間において同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、聴取できた同僚二人から、「社長はワンマンで、事務手続はルーズな印象を受けていた。」、「経営が苦しく、給与の遅配が頻繁にあった。」との供述が得られているほかは、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除について有力な供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本により名前が

確認できた取締役3人のうち二人は所在が明らかでなく、所在が確認できた一人に対して文書照会を行ったものの回答が無いため、当時の状況を確認することができない。

- 4 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月から 37 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答があった。しかし、運転手としてA社に勤務していたことは間違いなく、一緒に働いていた同僚が厚生年金保険に加入していて自分が加入していないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者3人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、上記のうちの一人及び同社の被保険者名簿により名前が確認できた同僚二人が、申立人が同社に勤務していたと供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた者を含む同僚3人は、いずれも、従業員全員が厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述しており、うち一人は、

申立期間当時、パートの従業員も働いていたと供述している上、同人を含む二人のA社における厚生年金保険被保険者記録は申立期間において確認できないことなどから判断すると、同社においては、従業員について一律に被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間の一部が国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月11日から50年4月1日まで

私は昭和49年9月にA社に入社し、その後、名称変更したB社を56年7月に退職するまで一度も辞めることなく正社員としてスポーツ施設に勤めていた。

同施設のオープンは昭和49年10月だったが、最初の1か月は仕事の講習を受けていた。私の住んでいた地区から一緒に通勤していた同僚の厚生年金保険加入記録には空白期間が無いのに、私だけに空白期間があることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の名前や当時の会社の実態を具体的に記憶していること、及び申立人の同僚のうち連絡先が把握でき、かつ申立人を記憶している11人から聴取したところ、11人全員が、申立人が申立期間について継続して勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、事業主が保管する従業員名簿（労働者名簿）には、申立人について、昭和49年10月10日退職及び50年4月1日入社と記録されていることが確認できるところ、事業主は申立期間において申立人は在籍していなかったとして、給与は支払われておらず、源泉控除もしていないと説明していることから、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得届によれば、申立人は、昭和49年10月11日被保険者資格喪

失及び 50 年 4 月 1 日被保険者資格再取得と記録されており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に 50 万円ほどの給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額が 20 万円となっていた。標準報酬月額の記録の訂正について事業主から説明は無かった。社会保険関係の事務にはかかわっておらず、私は、標準報酬月額の訂正について全く事情を知る立場では無かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の平成 2 年 11 月から 4 年 11 月までの標準報酬月額は 30 万円、同年 12 月から 5 年 6 月までの標準報酬月額は 20 万円とされているが、申立人は、「在職中はA社から給与として 50 万円程度を受け取っていた。時期は定かでないが、退職するしばらく前から給与が 30 万円程度に下がった。」と主張しているところ、当該事業所の申立期間当時の事務担当者は、「申立人の給与は 50 万円程度であったと思うが、申立人の希望により、給与は、関連する 2 か所の事業所から分けて支払われていたはずであり、そのため標準報酬月額については当初から 50 万円ではなかったと記憶している。事業所が解散するころには業績が悪化したため、申立人の給与は 25 万円程度に下がっていたはずである。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人を除く当該事業所の全被保険者の標準報酬月額について確認したが、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらず、被保険者資格の取得、標準報酬月額の定時決定の都度、遅滞なく入力されていることが確認できるなど、標準報酬月額の改定額

等に不自然さは無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日まで被保険者記録がある同僚は、「当時の自分の給与に見合う標準報酬月額であると思う。」と供述している。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額の随時改定届出が遅延して提出されたことが確認できるが、当時の事務担当者が社会保険事務に精通していなかったために届出が遅延して行ったものであると考えられる。

このほか、当該事業所は既に解散し、当時の事業主は病状が重く供述が得られず、当時の事務担当者は申立てに係る事実を確認できる関連資料は保存していないとしている上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 18 日から 30 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 5 月 19 日から 36 年 6 月 6 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②に勤務したA社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

私は、脱退手当金が支給されたとされる当時、つわりがひどく、そのような時に脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）が脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁へ回答した日（昭和 36 年 7 月 13 日）が記載されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 9 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月15日から45年6月1日まで  
② 昭和46年7月10日から55年4月1日まで  
③ 昭和58年4月1日から63年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①は、妹の夫の紹介でA社に勤務していた期間であるが、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、その後、退社して他の事業所で働いた。

昭和46年に当該事業所から厚生年金保険に加入したとの連絡を受けて、再度、同事業所に同年7月から63年3月まで勤務していたが、55年4月から58年3月までは、私が厚生年金保険に加入していないことを知って、妹が私の国民年金への加入手続と保険料の納付を行ってくれた。

国民年金に加入した期間を除く申立期間②及び③については、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間はすべて同一事業所である当該事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

入社経緯等に関する申立人の供述及び申立人の妹の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間にA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、法人登記簿によると、昭和46年10月13日に設立され、54年12月2日に解散していることが確認できるものの、社会保



険庁の記録により、すべての申立期間について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、人事記録、賃金台帳等の資料及び勤務実態に関する供述を得ることができない上、申立人は一緒に勤務していた同僚はいないとしており、同僚の名前を確認できる資料は無く、同僚からの供述も得ることができない。

なお、申立期間①については、申立人は当該事業所が厚生年金保険に未加入であったと認識している上、申立期間③については、申立期間②から引き続き当該事業所に勤務していたが、申立期間③の直前の昭和55年4月から58年3月までの期間に国民年金保険料を納付していたと供述しており、当該期間における国民年金の加入記録が確認できる。

さらに、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 25 日から同年 5 月 10 日まで  
② 平成 2 年 4 月から 14 年 3 月まで  
③ 平成 14 年 6 月から同年 9 月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

申立期間①については、A社で営業職として勤務し、申立期間②については、B社の営業本部長として勤務し厚生年金保険料も控除されていた。

また、申立期間③についても、C社で営業社員として勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立てに係る事業所をA社と記憶しているものの、社会保険庁の記録により、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、商業法人登記簿により確認できるA社の取締役等のうち一部の者は、社会保険庁の記録により、当該期間においてD社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、社会保険庁の同事業所に係る記録では、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が姓のみを記憶する同僚に係る被保険者記録も確認できない。

申立期間②については、社会保険庁のB社に係る記録により、申立人に係る被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、同僚等から聴取した結果、当該同僚らの申立人の勤務に関する記憶、申立人及び複数の同僚から当時の従業員数は5人から7人程度との供述が得られるところ、社会保険庁の記録によれば、当該事業所における被保険者数は、平成7年4月以降の大半の期間において2人から3人となっており、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

申立期間③については、社会保険庁のC社に係る記録により、申立人に係る被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が保管する、当該事業所に係る平成14年9月の未払賃金の立替払請求書に添付されている証明書によると、当該事業所における労働者数は23人と記載されているが、社会保険庁の記録により同年9月に係る記録が確認できる厚生年金保険の被保険者は12人であることから、当該事業所の労働者のうち、厚生年金保険に加入していなかった労働者が複数存在していたことがうかがえる。

すべての申立期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間②及び③については、申立人は申立事業所から健康保険証をもらっていなかったと供述しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から同年10月まで  
② 昭和28年2月から同年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①に勤務したA炭鉱及び申立期間②に勤務したB炭鉱に係る加入記録が無い旨の回答であった。

A炭鉱では巻上機の操作に従事しており、当時の現場課長から配属を言い渡されたことを記憶している。また、A炭鉱を自主退職した後、B炭鉱では採炭作業に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたと主張するA炭鉱は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、管轄法務局に照会したものの、該当する商業法人登記簿は見当たらない旨の回答を得た。

また、国の所管局に照会したところ、A炭鉱については、採掘権の登録を確認できない旨の回答を得た。

さらに、社会保険庁の記録により、A炭鉱に類似する事業所としてC砒業所の存在が確認できたものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張するB炭鉱は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、管轄法務

局に照会したものの、該当する商業法人登記簿は見当たらない旨の回答を得た。

また、国の所管局に照会したところ、B炭鉱の採掘権者はD社である旨の回答を得たが、社会保険庁の記録により、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、同僚の氏名等を記憶しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間②のうち、昭和28年2月17日から同年3月12日までの期間については、社会保険事務所が保管するE炭鉱に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、同被保険者名簿において当該被保険者記録以外の申立期間に係る記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで  
テレビの求人広告を見てA社に応募し、採用されて昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで勤務した。元請事業者の現場代理人として、B市の発注工事に従事した。

B市が発注した工事の元請負人の現場代理人を務めるに当たっては、当該事業所の従業員として在籍していることの証<sup>あかし</sup>として、同市に対して健康保険証を呈示したことがある。

当該事業所に勤務したことは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社がB市に提出した申立人に係る主任技術者変更届（昭和 58 年 2 月 5 日付けB市受付）から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた可能性をうかがうことができる。

しかし、当時の事務担当社員及び同僚の一人から、当該事業所では、試用期間を設定し、社会保険にはすぐに加入手続をしていなかった場合もあり、その期間は半年くらいあることもあった旨の供述が得られたほか、複数の同僚に聴取したが、申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認することができず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る

雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、法務局が保管する法人登記の履歴事項全部証明書によれば、A社はC社に商号変更後、平成14年12月3日、商法第406条の3第1項の規定により解散となっており、当時の賃金台帳等の資料は見当たらず、当時の事業主も既に死亡していることから、事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

A社では、昭和 50 年 4 月から 55 年 9 月まで勤務し、経理、社会保険関係事務を一人で担当していた。絶対に途中で退職していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 52 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に再取得していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、昭和 55 年 9 月 25 日に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、勤務実態、保険料控除に関する資料及び供述は得られない上、同僚からも供述は得られない。なお、当該雇用保険被保険者記録により、52 年 3 月 20 日離職に係る失業給付の受給手続を行った記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月から26年5月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において単純な技能作業に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主の親族に照会したところ、「当時の事業主は既に死亡しており、関係資料は保存されておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申

立人の同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「申立人に係る記憶があり、当時、従業員はすべて厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているものの、残りの二人は、それぞれ、「私は、中学校卒業後の昭和18年ごろ入社し、2年から3年で退職し、23年に再就職したが、最初の勤務期間については厚生年金保険の加入記録が無い。申立人は、私が再就職した後に入社し、2年から3年在職し単純な技能作業に従事していた。入社当初の従業員は、単純な技能作業に従事し、その後、専門的な技能作業などの難しい仕事に移っていくが、申立人は単純な技能作業担当のまま退職したと記憶している。」、「申立人に係る記憶は無いが、私も入社当初は単純な技能作業に従事した後、さまざまな仕事に従事した。申立事業所には、前の事業所を退職した後、しばらくして入社したと記憶しているが、その間、厚生年金保険の加入記録には7か月の空白期間がある。」と供述していることから、当時、同事業所では職種内容によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 27 日から 43 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 連合会 B 施設に事務職員として勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 連合会 B 施設の厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 42 年 7 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同年 7 月 31 日に健康保険証が社会保険事務所に返納されている記録が確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、A 連合会に照会したところ、「昭和 50 年ごろに B 施設を建て替えたため、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人は、それぞれ、「申立人と一緒に入社したと思うが、勤務期間や厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「私は 3 度勤務したが、申立人に係る記憶は無い。事業所から来てほしいとの連絡がある都度勤務しており、入社時に勤務期間の定めは無かった。」、「私は 3 度勤務したが、申立人に係る記憶は無い。入社時に勤務期間の定めは無く、退職も事業所からではなく自分から申し出て退職していた。」と供述しているこ

とから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 36 年 9 月 25 日から 43 年 2 月 28 日（申立人の厚生年金保険被保険者資格の再喪失日）までに、同事業所における被保険者資格を取得している者 43 人を調査した結果、うち 5 人は同事業所において被保険者資格を再取得していることが確認でき、1 年以下の被保険者期間を持つ者が 12 人確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。